# 死後の手続き（相続・納税）

## 【遺言書】

　　□遺言書がある

　　　　□自筆証書遺言　　□公正証書遺言　　□秘密証書遺言

　　□遺言書は書いていない

|  |
| --- |
| 遺言書の保管場所：　　　　　　　　　　　作成年月日： |
| 作成を依頼した専門家：　　　　　　　　　　　連絡先： |

## 【遺言執行者】

　　□指定している　　　□指定していない

|  |
| --- |
| 指定している人：　　　　　　　　　　　私との関係・職業： |
| 連絡先： |

## 【相続人】

|  |
| --- |
| 続柄：　　　　　氏名： |
| 本籍地： |
| 住所： |

|  |
| --- |
| 続柄：　　　　　氏名： |
| 本籍地： |
| 住所： |

|  |
| --- |
| 続柄：　　　　　氏名： |
| 本籍地： |
| 住所： |

|  |
| --- |
| 続柄：　　　　　氏名： |
| 本籍地： |
| 住所： |

**財産目録の作成**

遺族が遺産の種類や所在を把握できるので財産目録を事前に作成しておきましょう。

**遺産分割協議書の作成**

遺産分割方法を記入した遺言書がない場合、相続人全員による話し合いで遺産の分け方を決めます。この話し合いを遺産分割協議と言い、その内容を記録する遺産分割協議書を作成します。協議書は相続税の申告が必要な人にとっては、様々な税額軽減の特例を受けるために税務署に提出する添付書類になります。

ただし、遺言書で遺産分割方法を記載しておけば原則指示どおりに遺産を分けることになるので、相続の手続きがスムーズに進みます。

**不動産の記載**

不動産登記に使う土地の所在は、住所とは異なる場合があります。不動産登記簿・権利証・固定資産税の課税明細書などで確認することができます。

**車の名義変更**

自動車は、譲渡や廃車にする場合でも名義変更が必要です。手続きには車検証、自動車税の納税証明書も必要です。

届出先・・・所有者の住所地を管轄する陸運支局

## 【相続内容】

【土地】

　□土地・建物は持っていない

|  |
| --- |
| 土地の所在：　　　　　　　　　　　　　　　地目：　　　　　　地積： |
| 権利の種類：□所有権（□自宅用　　□人に貸している） |
| □借地権　　　　　□その他 |
| 抵当権の設定：□あり　　　　　□なし |
| 共有者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 共有者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 借地契約の場合の借主：　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 土地の所在：　　　　　　　　　　　　　　　地目：　　　　　　地積： |
| 権利の種類：□所有権（□自宅用　　□人に貸している） |
| □借地権　　　　　□その他 |
| 抵当権の設定：□あり　　　　　□なし |
| 共有者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 共有者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 借地契約の場合の借主：　　　　　　　　　　　連絡先： |

【建物】

|  |
| --- |
| 建物の所在：　　　　　　　　　　　　　　　　家屋番号： |
| 権利の種類：□所有権（□自宅用　　□人に貸している） |
| □借家権　　　　　□その他 |
| 抵当権の設定：□あり　　　　　□なし |
| 共有者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 共有者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 借家契約の場合の借主：　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 建物の所在：　　　　　　　　　　　　　　　　家屋番号： |
| 権利の種類：□所有権（□自宅用　　□人に貸している） |
| □借家権　　　　　□その他 |
| 抵当権の設定：□あり　　　　　□なし |
| 共有者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 共有者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 借家契約の場合の借主：　　　　　　　　　　　連絡先： |

【預貯金】

|  |
| --- |
| 金融機関名：　　　　　　　　　　　　　　　　支店名： |
| □普通　　□定期　　□当座　　　　　　　　口座番号： |
| 通帳・カードの保管場所： |
| 使用印の保管場所： |
| 金融機関名：　　　　　　　　　　　　　　　　支店名： |
| □普通　　□定期　　□当座　　　　　　　　口座番号： |
| 通帳・カードの保管場所： |
| 使用印の保管場所： |
| 金融機関名：　　　　　　　　　　　　　　　　支店名： |
| □普通　　□定期　　□当座　　　　　　　　口座番号： |
| 通帳・カードの保管場所： |
| 使用印の保管場所： |
| 金融機関名：　　　　　　　　　　　　　　　　支店名： |
| □普通　　□定期　　□当座　　　　　　　　口座番号： |
| 通帳・カードの保管場所： |
| 使用印の保管場所： |

【株式・有価証券】

　□株式は持っていない

　□国債・社債・投資信託証券は持っていない

|  |
| --- |
| 銘柄・証券の種類：　　　　　　　　　　　株数・額面の金額： |
| 証券会社名：　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 預り証・通帳・カードの保管場所： |
| 使用印の保管場所： |
| 銘柄・証券の種類：　　　　　　　　　　　株数・額面の金額： |
| 証券会社名：　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 預り証・通帳・カードの保管場所： |
| 使用印の保管場所： |
| 銘柄・証券の種類：　　　　　　　　　　　株数・額面の金額： |
| 証券会社名：　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 預り証・通帳・カードの保管場所： |
| 使用印の保管場所： |

【自動車】

|  |
| --- |
| メーカー：　　　　　　　　　　　　　　　　車種： |
| ナンバー：　　　　　　　　　　　　　車庫の場所： |
| 車検証の保管場所： |
| 自動車税納税証明書の保管場所： |
| 自動車保険　保険会社：　　　　　　　　　　　　商品の名称： |
| 証券番号：　　　　　　　　　　　　　証券の保管場所： |
| 担当者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 契約駐車場：　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |

【貸付金】

|  |
| --- |
| 貸付先：　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 貸付額：　　　　　　　　　　　　　　　　　返済期限： |
| 契約書の保管場所： |

【借入金・ローン】

|  |
| --- |
| 借入先：　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 借入額：　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月時点の残高： |
| 毎月の返済額：　　　　　　　　　　　　　　　返済期限： |
| 契約書の保管場所： |

【その他の財産（貴金属・美術品など）】

|  |
| --- |
| 種類・名称： |
| おおよその価格： |
| 保管場所： |
| 特徴・シリアルナンバーなど： |
| 種類・名称： |
| おおよその価格： |
| 保管場所： |
| 特徴・シリアルナンバーなど： |
| 種類・名称： |
| おおよその価格： |
| 保管場所： |
| 特徴・シリアルナンバーなど： |

**所得税の準確定申告**

死亡した年の１月１日から死亡日までの所得を計算し、税務署へ４か月以内に申告を行う必要があります。これを準確定申告と言います。勤務先で年末調整を受けている人は必要ありません。給与以外に２０万円以上の収入のある人は申告義務があります。また医療費控除などの還付金を受けたい人も申告してください。準確定申告は、通常の確定申告書を使用します。

手続き先・・・故人の死亡当時の住所地を管轄する税務署

※還付金は故人の財産として相続の対象になります。

**相続税の申告・納税**

基礎控除額を超える財産を相続した人は、死亡から１０か月以内に相続税の申告・納税が必要になります。

手続き先・・・故人の死亡当時の住所地を管轄する税務署

【基礎控除額の計算式※平成２７年現在】

3,000万円＋６00万円×法定相続人の数＝基礎控除

## 【申告・納税】

【確定申告】

　　□自分で確定申告をしている　　　□勤務先で年末調整を受けている

　　□顧問税理士に確定申告を依頼している

|  |
| --- |
| 管轄の税務署：　　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 顧問税理士：　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |

【相続税】

　　□税理士と事前相談・契約している　　□税理士と相談していない

　　　　□相続税がかかる見込み　　□相続税はかからない　　□わからない

|  |
| --- |
| 管轄の税務署：　　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 顧問税理士：　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |